と き 2024年7月7日

ところ 対面及び WEB (10:00~14:00)

2024 年度

第2回青年部長会議

ZOOM でご参加の皆様へ

ミーティング ID:880 8928 5491

パスコード : 115693

当日の緊急連絡先 : 09053074840

※参加する際、ZOOM の名前を「○○県本部 + 組合役職 + お名前 」としてください。

9時45分までに入室ください。

全日本自治団体労働組合 青 年 部

I 経過報告

1. 青年・女性部の取り組み

① 自治労青年女性憲法フォーラム

5月2~3日、東京・自治労会館で開催し、39 県本部1社保83人(うち女性31人)が参加した。あいさつ、基調提起の後、埼玉県平和運動センターの金子彰事務局長から「軍備増強・憲法改悪の狙いと私たちの課題」と題して講演を受け、分散会を行い1日目を終了した。2日目は駅頭署名行動を実施した後、有明防災公園にて開催された「武力で平和はつくれない! とりもどそう憲法いかす政治を2024憲法大集会」に参加し、全日程を終了した。

② 2024 年度自治労青年女性中央大交流集会座長·教宣担当者·音楽活動家養成講座

3月1~3日、東京・自治労会館で開催し、20 県本部50人(うち女性16人)が参加した。 1日目は、あいさつ、基調提起の後、2日目にかけ、「座長」「教宣担当者」「音楽活動家」養成 講座に分かれて分散会を行い、進行した。「座長」養成講座では、生活・職場実態について社会情 勢と突き合わせながら討論し、「教宣担当者」養成講座は、教宣活動の意義、教宣紙づくりの基 礎などについて、「音楽活動家」養成講座では、文化交流の意義を学び、生活職場実態討論から 歌詞づくりに取り組んだ。2日目の後半では、各講座で、音楽活動・文化交流の意義を再確認し、 分散会討論から出された職場実態や仲間の思いから歌詞づくりに取り組んだ。

3日目は、松長青年部副部長から2月に開催した「福島スタディツアー」の報告を受けた後、 各講座でまとめの分散会を行った。座長養成講座参加者から分散会報告、教宣担当者養成講座参加者、音楽活動家養成講座参加者から成果発表を行い、全体集約、団結がんばろうで閉講した。

③ 第 24 回自治労青年女性中央大交流集会

6月14~16日、山梨県・山中湖村にて開催し、40県本部1社保労連及び1消防協から、387単組1,052人が参加した。1日目は副実行委員長挨拶、現地県本部挨拶、基調提起、実行委員長挨拶を受け、その後、基調講演「現在の社会の実像(リアル)&こう変えよう」と題して、埼玉大学の伊藤修名誉教授より講演を受けました。そして、たたかいの報告「自衛隊北富士演習場についての考察(世界文化遺産)」題して、山形県地方自治研究センターの手塚仁所長より報告を受けました。その後、来賓挨拶、分散会提起を行い、文化交流を行った。文化交流では、構成詩を東北地連、四国地連、九州地連から発表をしてもらい、仲間の歌で募集をしたグッバイオーバーワークの歌詞の披露をした。2日目は、職種別反合理化分散会を実施し、143の分散会に分かれ、討論を行った。3日目は、雨天のためサテライト会場をWEBで接続し、閉会集会を行った。閉会集会では、記念講演「『戦争ができる国づくり』と自治体労働者」と題して、関東労働大学の菅原修一講師より講演を受けた。その後、岸まきこさんの挨拶、分散会報告、決意表明、全体集約、インターナショナル合唱の後、青年部長と女性部長の団結がんばろうで全日程を終了した。

2. 青年労働者の取り組み

①2024 年度青年部執行体制

青年部長兒 玉 聖 史 (長 野・千 曲 市 職 労)副 部 長松 長 拓 朗 (宮 城・仙台市働く連)常任委員北海道地連長 山 翔 汰 (北海道・京 極 町 職 労)

岩 脇 優 太(青 森・八戸市職労) 東北地連 小 松 俊 亮 (茨 城・日 立 市 職 労) 関東甲地連 北信地連 畑 中 湧 斗(富 山・氷 見 市 職 労) 東海地連 村 松 沙優花(静 岡・袋 井 市 職) 近畿地連 木 内 拓 也(奈 良・宇 陀 市 職 労) 中国地連 成 相 伸 哉 (鳥 取・米子市職労) 四国地連 笠 井 健 弘(徳 島・三好市職労連) 九州地連 久 野 孝 (鹿児島・鹿児島市職労)

② 青年部長会議

1月21日、ウェブで開催し、38 県本部52人が出席した。岸まきこ参議院議員があいさつを行った後、経過報告と当面の闘争方針の確認、本部提起を行った。その後、全体討論では5 県本部6人から発言が出された。午後からは木村副委員長のあいさつの後、(ア)鹿児島県本部の人員確保の取り組みについて、(イ)神奈川県本部の日常活動からのオルグ化の取り組みについてたたかいの報告を受け、全体討論を行った。その後、青年部長の団結がんばろうで全日程を終了した。

③ 福島スタディーツアー

2月16~18日、福島県双葉町・浪江町・大熊町ほかで開催し、21 県本部 52 人が出席した。 1日目は双葉町産業交流センターで開会集会を行い、本部提起後に分散会を行った。2日目は東日本大震災・原子力災害伝承館および防潮堤、大熊町役場および周辺、東京電力廃炉資料館においてフィールドワークを行った。3日目は福島県本部青年部よりたたかいの報告を行った後に、東日本大震災当時の福島県本部青年部長の中村洋介さんより「自治体職場から見た原発事故(福島)の当時と今」と題して講演を受け、分散会、全体集約を行い、兒玉青年部長の団結がんばろうで全日程を終了した。

④ 第6回青年部常任委員会

4月12~13日、宮城県・宮城自治労会館にて開催し、①ハラスメント防止について、②政治闘争強化について、③青年労働学校(実践編)について、④新規採用職員組織化の取り組みについて、⑤第24回自治労青年女性中央大交流集会について、⑥春闘期の取り組み総括について、⑦青年部総会について協議・確認した。

⑤ 青年労働学校(実践編)

4月28~30日、ウェブ会議にて開催し、14県本部27人が出席した。1日目は開校にあたり、主催者挨拶を行い、本部提起を行った。その後、講演I「青年よ団結しよう、そして学び、行動を」と題し、自治労元中央執行委員長の川本淳さんより講演を受け、その後、グループに分かれ、ディスカッションを行った。2日目は講演II「職場でのたたかいの積み上げと独自交渉」と題し、自治労香川県本部の久保武士さんより講演を受けた後に、グループに分かれ、模擬団体交渉に向けた要求項目を作成しました。3日目は自治労本部総合労働局長の林鉄兵さんを仮想当局として、前日に作成した要求書をもとに模擬団体交渉を行った。その後、全体講評、青年部長の団結がんばろうで全日程を終了しました。

Ⅱ. この間の情勢と青年の課題。

- 1. 2024 連合春闘は、「物価上昇を上回る持続的な賃上げをめざす」との基本方針の下、多くの組合で2023 年を上回る要求が行われ、30 年ぶりに賃上げ要求の平均が5%を上回りました。
 - 5月8日公表の第5回回答集計では、平均賃金方式で回答を引き出した組合の加重平均が 15,616 円・5.17%と、2023 年同時期と比べると 4,693 円増・1.50 ポイント増となり、2023 年 に引き続き、比較できる 2013 年調査から過去最大の大幅な賃上げとなりました。
- 2. 公務員連絡会は春闘交渉の中で、2024 人勧は例年通りのスケジュールに沿って取り組むことを確認しています。また 2024 年の民間給与実態調査は4 月 24 日 \sim 6 月 14 日の期間で、調査を行いました。

2024 春闘では多くの組合が賃上げを勝ち取っていますが、企業規模により状況は異なり、月 例給および一時金に関する民調結果への影響を注視する必要があります。

賃金をはじめとする公務員の労働条件については、交渉・合意によって決定されるべきものであるとの基本的考え方に立ち、給与改定にあたっては、精確な調査による公平・公正な官民比較を求めます。引き続く物価高騰の下、組合員の不満感が増している中、2024 年度賃金については、好調な民間春闘の妥結状況を踏まえつつ、全職員の生活改善にむけた給与勧告の実現をめざします。

3. 総務省は4月24日、「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会 給与分科会」の中間論点整理を公表しました。その内容は、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」(2006年)で考え方が刷新された「国公準拠」の解釈について、改めて当時の考え方を振り返りつつ、主に地域手当の支給地域について①都道府県単位化、②圏域化、③市町村単位のそれぞれの課題を併記し、中間的な整理をしたものとなっています。分科会は引き続き8月下旬の最終報告にむけて議論を続けることとされています。

本部では、総務大臣あての組合員署名を背景として、以下の3点を重点に公務員部長交渉を行う予定としています。

- ①人事院が検討している「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の具体化にあたっては、 国の制度変更に準じた扱いを自治体に求めないこと。
- ②現行、給与制度については、国家公務員の給与制度を基本とすべきとされているが、地方の 実態と自主性を尊重した柔軟な対応を可能とすること。
- ③国基準を上回る手当を支給したことによる特別交付税の減額措置については撤廃すること。 改めて、青年として今の情勢を注視していく必要があります。
- 4. 中央大交流集会の実施により、あらためて自治体ごとに勤務条件が異なることや、その背景には労働組合の粘り強い要求・交渉などの闘争があることに気づき、単組、県本部で実践していくことでしか私たちが安心して働き続けられる職場環境は勝ち取れないのだということを皆で確認しました。あらためて中央交流集会運動の総括や学びを県本部・単組内で共有し、実践することが重要です。

Ⅲ. 当面の闘争方針

1. 若年層の課題 「おかしさに気づけない青年」

度重なる人員の削減や業務量の増加、多忙化の影響により、青年の取り巻く職場環境は悪化の一途をたどっています。入庁間もない期間であっても、現場最前線で一人前・即戦力として働くことを余儀なくされています。

採用されたばかりの青年は、超過勤務手当の申請や権利を主張することができず、 週休日にきちんと休むことすらままならない劣悪な職場環境であったとしても、他の 職場、自治体の状況を知らず、おかしな「アタリマエ」に気づくことができません。 それどころか、より良い仕事をしようという思いから、入った職場に適用しようとし てしまいます。

そして、職場や環境に適応できないのは自分の能力のせいであると考えたり、同じ職場で働く仲間のせいであると考えてしまいます。必要以上に自分や仲間を責めてしまい、追い込んでしまう状況が生まれています。

そのような状況により、必要以上に仕事を抱え込んでしまい、属人的な働き方を余儀なくされ、心身に不調をきたし、退職を余儀なくされる青年が後を絶ちません。

自分たちの置かれている状況がおかしいと気づくきっかけは、職場や地域を超えて、同じように働く青年の仲間たちとの学習と交流をすることにあります。学習と交流による気づきから生まれた「今の状況はおかしい」「変えなくてはならない」という怒りや思いが、運動の原動力となります。

はたらく青年が結集する労働組合の青年部の活動を通じて、自分の職場や地域を超えた学習と交流を繰り返し、職場で今何が起きているか、職場の問題の本質を見抜き、青年として闘っていく必要があります。

労働組合青年部が実態に寄り添い、学習会の実施や横のつながりを作る交流の企画、さらには県本部、中央本部で学んだ視点を単組に共有する教宣紙の発行などが重要となります。

2. 青年の職場状況

1981年の臨調「行革」以降、市町村合併や「集中改革プラン」、引き続く各自治体の定員の適正化計画などにより職場での人員削減が急激に求められる一方、地方分権や権限移譲などにより一人ひとりの業務量は増大している。合わせて、複数業務の兼務や人事評価制度の導入により、研修の徹底や具体的な業務目標の設定など、労務管理が強化され、働きにくい職場が作られています。

この間、青年の仲間からは、新型コロナウイルスワクチンの対応の部署やマイナン バー担当の部署への異動となり、業務に追われていて長時間労働を余儀なくされる仲間がいる一方、該当部署への動員の対応に追われて、本来の自分の通常業務が回らず、仕事が終わらない状況の仲間も多くいます。

人員不足な中、本来の自分の業務でない対応に追われている現状を、コロナやマイナンバー対応をする部署の仲間の仕事の仕方や能力のせいにし、「自分たちは忙しくても手伝ってもらえないのに、動員で手伝ってもらっており、特別扱いをするのはお

かしいのではないか」など、仲間に矛先を向けている状況もあります。

近年では、即戦力が求められる一方で、きちんとした研修やマニュアルの整備もなく、青年労働者個人の姿勢や熱意のみに依存した職場となっており、メンタル疾患者の増加や離職者の増大があります。

同じ時期に職場に入った仲間が辞めていった仲間からは、さみしさを感じる一方、「こんな職場ではやめても当然だよなあ…」と正直な思いを抱いています。また、離職者が増えている職場では、「自分もこのままこの職場にいてもいいのだろうか」と転職や退職を考える仲間もいます。

大規模な自治体においては、「何人かやめてもしょうがないよね。いつの間にかいなくなっているよね」等といった、現在の職場改善に対するあきらめとも取れる声が出されています。

厳しい環境で働き続けている仲間からは、新規採用職員に対して即戦力を今まで以上に求めており、一緒に働く仲間に対して「今年の新人は使えるか使えないか」などの見方で見てしまう状況もあります。

職場、社会の問題を新人や若年層の能力の問題に置き換えて捉えてしまう実態が現れています。

今一度、私たち青年は、労働者のものの見方考え方を学び、労働者の視点から資本 当局の狙いや職場の問題の本質を明らかにしていかなければなりません。仲間の生 活、職場実態にこだわり、仲間との学習と交流によりゆずれない要求を確立していく ことが求められています。

3. 青年のこれからの闘い

- 1 私たちの日々の生活とこれからの将来を守るたたかい
- (1)基本的な考え方
- ① 私たち労働者は、労働力(働いたり活動をすることができる能力)を職場に提供し、その対価としての賃金を得なくては生活することができません。そのため、「賃金」は私たちにとっては日々の生活やこれからの人生にとても大切な糧(生計費)ですし、労働力の提供先である「職場環境」も私たちがこれからも健康で働き続けられるかどうかに関わるとても大切な要素です。しかし、私たちにとって重要な賃金や職場環境という要素は、当局側にとって「人件費」であり「コスト」として捉えられるため、労働者と当局との対立の構図はどうしても避けて通ることはできません。また、どんなにおかしな職場環境であったとしても、一人で立ち向かうことには限界があり、「個人のわがまま」「嫌ならやめればいいのに」「最近の若年層は…」というような個人や世代の主観の問題として捉えられがちになります。

だからこそ、労働者としてのモノの見方・考え方を学習し、仲間との生活・職場実態討論から、仲間がどういう思いや悩みを持っているか、その背景にどのような課題があるかを議論し、要求交渉することが可能な「労働組合」に結集することが必要となります。また、その活動を通じて私たち青年自らが声を上げ、「安心して働き続けられる賃金・職場環境」を自分達で勝ち取っていくことが大切であり、そういった活動をすることでしかこの状況を改善することは困難です。働きやすい職場環境や賃金は「与えられるもの」ではなく「自分たちでつかみ取るもの」であることを改めて再

認識する必要があります。

- ② 労働組合の活動の力強さが、当該自治体等の勤務・労働条件に影響を与えます。そのため、労働組合の活動の在り方や「強弱」により、初任給や中途採用者の賃金運用、超過勤務申請のルール、権利の取得のしやすさなどが全く異なっている現状です。(権利手帳の発行などもその具体例です。)しかし、この間の合理化により人員削減が進められた職場では、一人当たりの業務量の増加や職責に見合わない責任を持たされることが負担となり、職場の中でさえ話し合うことができずに孤立化し、今ある職場の「アタリマエ」に埋没してしまい、おかしいことをおかしいと認識することすら自力では困難な状況です。だからこそ、自分の職場・地域を飛び越え、働く仲間同士がつながることのできる「自治労」という全国組織のスケールメリットを生かし、仲間の取り組みに学び、気づいた視点を単組内の仲間と共有しながら、単組青年部活動の活性化を図ることが不可欠です。そのため、県本部が単組と連動しながら何ができるかを主体的に考え、取り組みや集会を企画していく必要があります。
- 一方では「継続的に集まって話す場が少なくなった」「組合が動いていない」など 組織的な課題や、組合経験の浅い青年が役員を担うことで「何から始めればいいかわ からない」「自信がない」という声も出されています。単組・県本部・地連・中央本 部の連携を強化し、運動の前進を図る必要があります。
- ③ 私たちの生活・日々の過ごし方と職場での働き方は関連しています。一日は24時時間しかありません。職場での時間が長くなればなるほど睡眠時間やプライベートの時間が削られ、私たちの心身の健康にも影響を与えますし、それらがメンタル疾患や早期離職の増加という形で表れています。だからこそ、「今職場で何が起きているか」と「私たちの生活(日々の時間の使い方・収入と支出・私たちの感情の在り方)はどうなっているのか」を結び付けて捉え、生活・職場実態の点検や討論を行いながら、「どうしてこうなっているのか」「本来はどうあるべきなのか」などを深堀りし、本質を明らかにしていかなくてはなりません。そういった仲間との討論から出た思いを青年部としての独自要求闘争へと発展させ、「安心して働きつづけられる賃金や職場環境」をめざすことが必要です。

(2) 取り組み方針

- ①本部は、県本部の集会・役員会等への積極的なオルグ・学習会講師派遣などを行い、県本部との連携を強めます。特に「青年部なんでも共有フォルダ」や積極的な全国の運動事例の共有を充実させ、「『自分たちのアタリマエ』が当たり前ではない」という気づきの場を作り、県本部・単組活動の活性化の促進に務めます。特に基本的な事項の学習ツールの共有や、生活職場実態点検の実施を呼びかけ、私たちの職場実態と思いに依拠した要求確立と、単組・県本部における独自要求闘争につなげます。また、基本組織と連携しながら人事院対策や省庁対策に取り組みます。
- ②県本部は、組合活動の中心である単組への支援・連携の強化に努めます。特に、単組へのオルグやアンケートの実施等を行い、県内単組の運動の状況の把握と県内での共有に務めます。また、基本組織と連携して人事委員会や県市町村課への対策を模索し、県内単組の職場改善や勤務条件の底上げを図ります。

- ③単組は、単組内での積極的な学習会・交流会の実施や職場オルグ、生活職場実態点検等の実施を通じ、職場課題の吸い上げや仲間の想いに寄り添った組合活動を目指します。また、県本部・地連・本部の集会への積極的な参加と事前事後の学習会を追求し、単組活動の底上げを図ります。
- ④自治労組合員同士での助け合いの制度である「じちろう共済」の積極的な活用を呼びかけ、可処分所得の向上と組織の拡大に努めます。
- 2. 反戦、平和、政治闘争について
- (1) 基本的な考え方
- ① 生活・職場・社会・政治・教育・平和は、すべてつながっています。

自民党岸田政権は「戦争ができる国づくり」とともに、貧困や差別を助長する政策を押し進めています。日本国憲法とその理念が危機にさらされている今、生命と暮らしを守るたたかいとして、職場・地域で運動を拡げていく必要があります。

他方、自治体・関連労働者の仕事は政治に影響されます。いかに、仕事として福祉を 向上させようと思っても、政治が福祉を切り捨てるものであれば、それに従わなけれ ばならず、私たちは地方自治や政治の矛盾を最も感じ取れる職場にいます。さらに は、政権がすすめる「戦争ができる国づくり」は、平和憲法に明らかに反し、「基本 的人権の尊重」よりも「国家・国益」を優先するものといえます。

こうした政治や政策の矛盾を明らかにし、住民と一体のたたかいに結びつけて行く ことも労働組合の任務です。政治と職場の関係性を意識しながら、各級選挙闘争にお ける自治労組織内候補と推薦候補の必勝にむけ、政治闘争を強化していかなければな りません。

② とはいえ、「組織内議員がなにをしているかわからない」「選挙の時だけお願いに来る」という考えが蔓延しており、政治闘争への結集が弱くなってきています。私たちの勤務条件は法律や条例によって定められることから、私たちの勤務条件は政治と密接に関係しています。また、マイナンバーカードや社会保障の在り方、新型コロナ感染症対策など、私たちの職場の働く内容や在り方は、社会情勢や国会・政府の決定に大きな影響を受けます。

だからこそ、私たちの勤務条件・職場の働き方と社会・政治とのつながりを改めて 意識し、社会情勢への関心を高めるとともに、今の政権与党がどのようなことを目的 にしているか等に危機感を持つ必要があります。

組織内議員との意見交換や国会・議会見学等を通じ、私たちの意見を率直に伝えたり、現在の政治の状況等を意見交換する等を通じ、政治と私たちの働き方等の結びつきや政治闘争の大切さを実感し、全体化をする必要があります。

③ 職場では、賃金や人員が減らされ、一人当たりの業務量や責任が増加するなか、私たち自治体労働者は、日々の業務に追われ、将来や日々の生活に対する不安を抱えながら働いています。仲間からは「課の仕事のほとんどが集中する中、予算がないから早朝や深夜にサービス残業をしている」といった状況や「周りが忙しいから自分もやるしかない」というアキラメ、「自分は困っていないから大丈夫」と無関心や自己中心的な考え、声を上げているものに対して「わがままを言うな」という反動的な気

持ちも生まれてきています。さらには、根底にある差別意識や無意識の思い込みなどから、「今の状況はあいつらのせいだ」「〇〇が悪い」などの他責化や仮想敵国化、排斥運動・ヘイトスピーチへとつながっていきます。(そういった振る舞いを「愛国」ととらえる状況も少なくありません)

そのような中、日々の暮らしで手いっぱいとなり、日々のニュースを追い、理解することが困難となっていき、社会情勢に疎くなってしまえば、「自分には関係がないから」「多数派でいたほうが楽だから」と考える傍観者・大衆迎合者も多く生まれていきます。そういった人たちで構成され、投票率や関心が下がるような「疲弊した民主主義」こそが、独裁的な政治を生み出す温床となります。

今後も日常的な学習と討論から反戦平和・取り組みの意義や必要性、情勢を全体化し、真の民主主義を確立するたたかいを仲間とともに強化していく必要があります。 私たちの状況はどうでしょうか。職場に対する不満があっても、モノが言えない職場になっていないでしょうか。どうやってもダメだというアキラメや、職場・地域で人の目を気にしなければならない状態になっていないでしょうか。

今暮らしている社会・職場の根幹に憲法や平和があり、社会・職場と憲法をつなげていきながら、運動を進めていく必要があります。

そのためにも、生活・職場実態交流と学習を進めながら、まずは職場のたたかいを実践していかなければなりません。あわせて、平和友好祭運動や各平和団体の取り組み、現地のたたかいに結集しながら、人間らしく生活し、働き続けるための職場・社会にむけた取り組みを強化していきましょう。

(2) 取り組み方針

①過去の悲劇と被爆体験と運動を継承し、次世代による反戦・反核運動を強化・発展させるために、学習会などの取り組みを進めます。あわせて、以下の日程で開催される、被爆79周年原水禁世界大会についても積極的に参加していきます。

②反核・平和の火リレーをはじめとする平和友好祭運動を地域の仲間とともに積極的 に展開していきます。

③組織内議員との積極的な意見交換等の機会を本部・県本部・単組は積極的に作り、 政治・社会と私たちのつながりを実感し、政治闘争への結集できる青年の育成を図り ます。

④学習誌「まなぶ」の活用や憲法や社会情勢についての学習会の積極的な実施を通 じ、社会情勢や本質をとらえる視点を養う機会を作ります。

3. 交流集会運動の積極的な推進

(1)基本的な考え方

交流集会運動は、職場実態を交流しあうなかから、職場で起こっている問題の原因は どこにあるのか、共通している課題の背景には何があるのかを明らかにし、職場の課 題やたたかいの総括を、地域を越えた仲間との討論から学びあうことで、職場・単組 における自らの運動や取り組みにつなげていくことを目的としています。そして、一人ひとりが主体的な職場における実践を通して、集会事前の討論を深め、学習活動やその運営、参加体制の確立にむけた取り組みの強化、集会事後での報告書やニュースなどを活用した報告集会の開催など、総括運動の取り組みから組織強化につなげていくことにも大きな意義があります。また、地連別夏期交流集会や中央大交流集会当日のみの運動ではなく、確定期の要求・交渉につなげるための通年闘争として、確定期や春闘期のたたかいの成果と課題を各県・単組単位で総括し、明確にしたうえで、地連別夏期交や中央交に持ち寄ってきました。そして、各県・単組段階では解決できなかった課題について、より広範な仲間と討論することで課題解決の前進をはかっています。また、集会に参加する仲間だけではなく、多くの仲間とともに運動をつくり上げていくため、事前・事後の取り組みも重点的に行ってきました。

一方で、交流集会運動の意義や目的が役員・参加者ともに伝わっていない状況もあり、「集会に参加すること自体が目的になっている」「学びや気づきを生活・職場環境の改善につなげられていない」「そもそも何かにつなげる意識すら持てていない」といった課題もあります。「何のために、何を目標に取り組むのか」を明確にすることで、生活・職場環境の改善や青年部の組織強化につなげることが必要です。

役員が1年交代になっている単組・県本部や、基本組織の活動が停滞している単組では、すぐに青年部独自要求や交渉を行うことは難しいかもしれません。しかし、交流集会運動によって得た学びによって、様々な取り組みを一歩ずつ前進させることで課題解決や要求の実現につなげることができます。

職場・地域を越えて共通する課題は社会そのものの課題として認識し、産別自治労に結集するなかから産別闘争を強化し、課題解決をめざすとともに、私たちの生命と権利を奪い、住民の安全や安心をないがしろにする資本・当局の合理化攻撃を跳ね返すことができる青年部を構築しなければなりません。

(2) 取り組み方針

- ①中央大交流集会で得た学びや気づき、具体的な運動資料等を県内各単組に浸透させる機会を作ります。(事後学習等) そのうえで、「自分たちの「おかしな職場」が当たり前ではないこと」や、「労働組合の要求交渉により勤務条件は変えられる」ということを各単組に理解してもらい、(独自) 要求闘争につなげます。
- ②事後の取り組みでは、集会での学びの共有や明らかになった課題と実態を基にした 要求書の作成を行うとともに、ニュースの発行や報告会の開催、要求書作成にむけた 学習会や常任委員会の開催を追求します。
- ③県本部内の取り組みとして、単組間での分散会や意見交換の機会を設けて、県内単組における気づきや学びの機会を積極的に作ります。当該取り組みを通じて、分散会の経験を蓄積するとともに、座長の要請を図り、地連別春闘討論集会や来夏の地連別夏期交流集会の成功へとつなげます。

4. あらゆる取り組みを組織強化に結び付けるたたかい

(1)基本的な考え方

2005年3月に総務省が示した「新地方行革指針」や「集中改革プラン」をはじめ、この間の行財政改革や規制緩和など体制的合理化攻撃によって、現業・非現業を問わず、人員削減や職場再編、統廃合などによる労働強化によって、仲間が組合へ結集しにくい状況となっています。また、自治体財政難を理由に第2次集中改革プランなどの提案や実施が一方的に行われている実態もあり、さらなる人員削減による住民サービスの低下とともに青年組織の活動の低下と組織化が課題となっています。また、当局は能力実績主義賃金の導入などを押し進め、なお一層「モノ言わぬ労働者」をつくり、労務管理と一体となった合理化に反撃・抵抗できないよう労働組合の弱体化をねらっています。

若年層を中心に労働組合への参加意識の低下、反戦・平和、政治課題に取り組む意義の理解の低下、一部の組合役員への任務の集中や役員の担い手不足、新規採用職員の組合加入率低下など、組織の未来に関わる厳しい現状といえます。

これまで青年部では、日常からの学習・交流から賃金闘争、反合理化闘争、反戦・平和闘争などのたたかいを通じ、職場合理化の背景を明らかにすることによって成長を勝ち取り、青年活動家を育成してきました。

組織にとって、仲間と学びあい交流し、職場の課題を引き出し、解決にむけて行動できる活動家づくりは極めて重要な課題であり、十分な議論と計画策定が必要です。 自治労運動を築き上げてきたこれまでの取り組みに学びながら、あらゆる取り組みを 組織強化に結びつけ、次代の活動家を育成していくことで、産別自治労の強化をはかっていかなければなりません。

(2) 取り組み方針

①交流やオルグ活動、青年部ニュースの活用などにより、同年代の青年の仲間が組合に加入し、活動していることを伝え、新規採用者の100%加入にむけて取り組みます。また、職場や生活での悩みを聞き、改善にむけて行動する中で労働組合の必要性を実感してもらうことからも加入につなげます。

②青年部運動の活性化をはかるため、運動課題や仲間の意識などについて議論すると ともに、青年専従役員の配置や役員任期の複数年化を追求します。また、議論をとお して青年部運動の必要性や仲間の実態を再確認し、青年部の組織強化につなげます。

Ⅳ. その他事項等

①. 第69回青年部総会について(既に5月8日、6月26日で発文済み)

1. 日 時

2024年8月24日(土)~25日(日)

24 日 (土) 10:00 受付 11:00 開会 ~ 17:00 (1 日目終了) 25 日 (日) 9:00 受付 10:00 再開 ~ 16:00(全日程終了)

2. 会 場

青年部:「ビエント高崎」 エクセルホール 〒370-0006 群馬県高崎市問屋町 2-7

3. 全体討論等における発言と発言のエントリーについて

円滑な議事運営と、討論時間の確保のために、発言の事前エントリーを行います。 ※あくまで円滑な運営をめざすもので、登録以外の発言を制限する趣旨ではありません。討論時間には限りがあるため、すべての発言が保証できなくなることを ご了承ください。

【事前エントリーの方法】

発言を希望する県本部は、以下のキントーンに登録をお願いします。 発言内容を入力した Word や PDF 等のファイルを添付してください。 発言作成の際については、別添「発言作成の際の留意事項」ご参考を

【留意事項】

- ①発言は1人5分程度(最大7分)とします。
- ②議事日程の都合上、発言順のご希望は受け付けられません。
- ③答弁の事前配布はありません。

【登録締め切り】

8月19日(月) 17時00分(※締切厳守)

※確実に期限までの登録をお願いします。

相談等:090-5307-4840 (兒玉直通電話番号)

4. 大会役員等の選出について

また別途地連選出常任委員等を通じて依頼させていただく予定です。

5. 託児の設置について

本大会では女性部とも協力し、託児所の設置を行います。 6月26日の発文お読み取りの上、託児の申し込みをお願いします。 締め切りは申し込み締め切り同様に7月18日となります。

②. 今後の日程

8月24~25日 自治労青年部第69回定期総会

(群馬)

V. 質疑·全体討論

VI. 分散会(時間によって割愛)

VII. その他連絡事項

自治労青年部

定期総会等での発言の作成の際の留意事項は以下のとおりです。ご参考ください。

- ・発言の時間はおおむね5分(長くても7分)程度でお願いする予定です。
- ・議事日程の都合上、すべての代議員・県本部の発言の時間を取ることは、心苦しいですが困難と言わざ るを得ません。
- ・発言の際はぜひとも要点や事項を明確にし、発言いただければと思います。
- ・発言の作成の際(特に方針の補強・反対意見の際の各県の運動等に関する発言)はぜひ以下の点に留意 して作成をお願いします。
- ① 「○○をした・○○が成功した」などの報告にとどまるのではなく、運動を実施する 過程の中での自分 や仲間たち(役員や組合員等)にどのような変化・成長・気づきがあったかなどにも着目し、運動の総括 (振り返り)を踏まえた発言の作成をお願いします。

その際には、各県本部の仲間と一緒に振り返りながら作成をするなど、発言を作ることを目的とせず、 運動の振り返りをし、次へつなげることを目的として発言作成をお願いします。

- ② 自分たちの課題や伝えたいことが何か等を考えて発言作成をお願いします。
 - ・どうしてその取り組みをやろうと思ったのか(目的意識)
 - 「できた・できない」だけではなく、「なぜできた(できなかった)か」
 - ・その過程でどのような気づき・学び・仲間の成長・苦難等があったかを具体的に
 - そのうえで聞き手に何を伝えたいのかを意識して作成する。
- ③ 「何もしていない・できなかったから発言はない」ということではありません。
 - ・どうしてできなかったのか、やろうと思えなかったのか等こそがとても大切です。 その気づきを率直に 発言してみてください。その際には根底にはどういった課題があるのか等深堀をしてみてもいいかもし れません。互いに学びあえる討論の場としたいと思っています。
- ④ 無理にかっこいい発言を作ったり、体裁に気にする必要はありません。むしろぶつかりや失敗等などを正面から捉えた内容やそのうえでどう乗り越えたか(どう乗り越えた)いと思っているのか)等も踏まえて発言をもらえると仲間の気づき・学びにつながります。